

「ドイツにおける刑事犯罪被害者の権利」

ヴィースバーデナー・ヒルフェ理事長
フランクフルト上級地方裁判所 元主席裁判官（退官）
クリストフ・ゲープハルト博士
ドイツ語翻訳：荒川 道子

皆様、この度はヘッセン州犯罪被害者支援センターにご関心を寄せていただき、非常に光栄に感じております。

まず自己紹介をさせていただきます。私は 2015 年 8 月まで裁判官として、上級地方裁判所で銀行法を専門とする民事法廷を率いていました。また、ボランティアで本日ご紹介するヴィースバーデナー・ヒルフェの理事職を 24 年前から務めています。これと並行して、ドイツ国内の専門プロ職員による犯罪被害者支援組織を統括する被害者援助労働共同体 (ado) の理事会メンバーでもあります。

本日は時間の関係で短く、かつ要約になってしまいますが、2つのテーマについて話してできることを、特別な喜びと感じております。

1つはドイツにおける刑事犯罪被害者の法律で保障された権利、特に刑事訴訟手続きにおける権利です。

そして2つ目は、ドイツの犯罪被害者に対する支援サービスについてです。

まず1つ目のテーマです。刑事犯罪に対する刑事訴訟が行われる際に重要なのは、訴訟が被害者の気持ちに十分に應えるものか、つまり加害者に事件の責任を問い、相応の刑罰を科すことが明確となっているか、という点です。被害者は手続きの際に敬意をもって扱われているか、そして被害者にやむなく精神的苦痛を強いる場合は、その唯一の目的が真実の究明であるかどうか重要です。

1970 年代から刑事訴訟法の中で被害者の立場の強化に向けて、何度も法改正が行われてきました。

次に2つ目のテーマですが、被害者支援に的を絞った社会福祉施設も 30 年以上前から存在しています。

法律面での改善と犯罪被害者支援組織の設立の両方に当てはまることですが、ドイツでの最初の動きは、1970 年代の終わりに遡ります。刑事犯罪の被害者の中でも特に支援を必要とする人々がいるということは、既にアメリカでは認識されていましたが、こうした意識がドイツでも育ち始めたのです。

ここで注目が集まったのは、性的暴力や性的虐待の犠牲者となった女性や、性別を問

わず子供たちです。家庭内や寄宿舎、各種ホームなどで未成年者が、一般に考えられていたよりもっと頻繁に性的暴力の被害を受けていたことが判明しました。ただ、そうした犯罪がどれだけ頻繁に起こったかは実際誰にもチェックできなかったため、激しい公の議論を巻き起こしました。

押し入りなど性的犯罪とは別の犯罪事件も、治療が必要な長期にわたる心の障害などの深刻な影響を被害者の生活に与え得るということも、当時国際的に広まりつつあった犯罪被害者研究でわかりました。余談になりますが、日本の犯罪被害者研究もこうした認識に貢献し、特に日本被害者学会理事長でおられた宮澤浩一教授の名は1970年代からドイツの専門家の間でも広く知られていました。

これより前には、刑事訴訟において犯罪被害者はただの証人、すなわち「証拠物件」としての扱いしか受けていませんでしたが、被害者は事件を通じて重い傷を受けた人間だということが、徐々に認識され始めたのです。そして「心的外傷後ストレス障害」という病状が、精神病理学で定義づけられるに至りました。こうして刑事訴訟において被害者が受ける「2次被害」の防止は、立法機関、公的機関、民間機関がそれぞれに取り組みを強化する重要課題になりました。

次にまず各組織の管轄についてお話します。

刑事犯罪法や刑事犯罪訴訟法の改正といった法的基盤作りは、ドイツでは国すなわち連邦の専管事項です。連邦は犯罪被害者保護について多数の規制を定めています。重要な規制についてはすぐこの後で触れます。

一方、法律の適用は16の州に委ねられています。各州は事実審の検察官と裁判官を選定します。また、州は被害者援助サービスや、検事や判事に被害者との正しい接し方を習得させる研修の提供など、被害者保護に必要な措置を講じます。

しかし、こうした担当任務が16もの州に委ねられる結果、全国でまちまちの対応になるという問題が生じています。これについても後ほど掘り下げます。

そしてその上に欧州レベルの管轄があり、これが近年ますます重要性を増しています。欧州連合EUに加盟する28カ国は国際条約によって主権の一部をEUに委ねました。

EUは2012年、犯罪被害者保護に関する広範な指令を公布し、被害者に多くの一連の権利を認めました。例えば、早い段階で犯罪被害者に自己の権利に関する情報を提供するという刑事訴追当局、つまり警察当局の義務が拡充されました。さらに、通訳サービスを求める権利も強化されました。EU加盟国は実行力のある被害者支援サービスを十分な規模で設置する義務があります。ドイツはこの指令を2015年12月、第3次犯罪被害者権利改正法として国内法に反映させました。

ここで過去の推移について述べさせてください。まず法律の領域の話です。

刑事訴訟法に初めて若干の修正が加えられたのは1975年でした。児童・少年の証人保護に関するものです。改正内容の2点をここに引用します；

－今後、公判における証人の尋問は裁判長のみが行い、検察官と弁護人は直接尋問権を持たない（刑事訴訟法241条a）。

－裁判長は未成年者に質問する間、被告人に退室を命じることができる。

1986年には初めて「犯罪被害者保護法」が公布されました。

それまでとの違いを引用します。

－刑事訴訟で被害者が証人として出廷した場合、プライバシーに関わる質問は「必要不可欠」と判断された場合のみすべきである（刑事訴訟法68条a）。

本来これは当然のことですが、初めて法律に明記されたわけです。

2つ目の引用です。

－被害者の訴訟参加が認められる刑事犯罪の対象を拡大する（刑事訴訟法395条）。

ここで言う被害者の訴訟参加制度とは、性的犯罪、殺人罪、傷害罪など特定の犯罪を対象とする訴訟において、被害者が検察と同等の地位を持って訴訟に参加できる制度のことです。

3つ目の引用です。

－被害者に資力がない場合、訴訟参加の弁護士費用を国が初めて拠出する（刑事訴訟法397条）。

4つ目の引用です。

－訴訟参加の対象とならない、もしくは望まない場合にも、被害者はすべて、弁護人を依頼することができる。

すなわち裁判書類の閲覧や、事情聴取に弁護士を参加させることが可能になりました。

5つ目の引用です。

－被害者は刑事訴訟の結果を知る権利がある。

次に、犯罪被害者支援サービスの領域に目を転じます。

1970年代以降、犯罪被害者の支援に特化した施設が設立されるようになりました。

1976年に設立された非政府組織「ヴァイサー・リング＝白い環」がその始まりです。設立者は有名なテレビジャーナリストで、未解決の刑事犯罪事件の解決に一般市民の協力を仰ぐテレビ番組で顔が知られていました。被害者に対する同情が「犯人の追跡」に自然な形で役立てられたわけです。

ヴァイサー・リングは被害者との接し方について教育を受けた元警察官など、ボランティアの職員に支えられてきました。ヴァイサー・リングは今日に至るまでドイツや一部近隣諸国で最も名が知られ、最も規模が大きく、最も資金力のある被害者支援組織です。そこではカウンセリングや物質的援助が行われ、例えば家宅侵入で壊された家のドアの買い替え費用などが支給されます。

つい最近まで、被害者が警察に告訴することが支援の前提条件でした。ヴァイサー・リングはこの条件を2013年に撤廃しました。その理由は、2012年に発布されたEUの被害者保護のための指令が、被害者を支援するに当たり、警察への告訴を条件とすることを禁じたためです。

ヘッセン州では1984年に、州法務省がドイツ初のプロの専門職員による被害者支援組織「ハーナウ支援センター」を設立しました。センターはボランティア職員ではなく、専門教育を受け、専門職員として従事するソーシャルワーカーが運営しています。その参考となったのは、イギリス、オランダ、スイスなど欧州の外国で活動する被害者支援サービス組織でした。

その数年後にはヘッセン州政府がヴィースバーデン、フランクフルト、ギーセン、カッセルの4市に同様の施設を設立しました。この動きはダルムシュタットとリンブルクの2市にも広がり、現在7つの被害者支援プロ組織がヘッセン州全域にわたって活動を展開しています。

ヘッセン州の被害者支援センターの法的形態は独立した公益法人で、ヘッセン州が各センターにそれぞれ社員1名を派遣しています。その他の社員は市、郡、またその地域にある別の公益法人などです。ヘッセン州支援センターの理事会はボランティアで構成されています。

その財政の大半はヘッセン州から拠出されています。残りは検察当局や裁判所の罰金収入からの割り当て金です。人口600万人のヘッセン州では、年間で合計200万ユーロ弱の資金が充当されます。

被害者支援サービスの内容に移りましょう。

我々は電話による短い介入から数カ月にもわたるカウンセリングなど、被害者の要請や問題の個人的な受け止め方に応じて相談を受けています。

また、被害者が訴訟参加制度を利用する場合や、民事請求権を主張する際に、適当と思われる弁護人を紹介します。

犯罪被害者補償法に沿った補償金を申請する際にもお手伝いします。

裁判への同伴も行います。それが被害者自身の事情聴取であれ、あるいは殺人事件の犠牲者の遺族が訴訟参加制度を利用して何カ月間にわたる裁判に出廷する場合でも同じです。

これらの詳細については、ヴィースバーデナー・ヒルフェの職員が後ほど詳細をお話します。

ヴァイサー・リングとヘッセン州の被害者支援センターは基本的に良好な協調関係にあります。ヴァイサー・リングのボランティア職員から難しいケースを引き継いだり、反対に被害者が物質的支援を必要とする時はヴァイサー・リングの助力を借りたりしています。

プロの職員による犯罪被害者支援施設は今日まで、全国16州のうち約半数に設立されました。その法的形態は様々です。例えばザクセン・アンハルト州では、司法当局の中で保護観察と一体となった社会福祉組織の一部としての形態を取っています。ニーダーザクセン州では財団の形態を取っています。公益法人もみられます。

その他の州、特に南部州ではヴァイサー・リングの活動のみに頼っている状態ですが、プロの職員を置く我々の視点では、より複雑なケースには不十分と思われる。

さて、ここでまた法律の領域の話に戻しましょう。

刑事訴訟法は1998年、「証人保護法」によって再び改正されました。証人の尋問に、初めて録音・録画、中継といった技術の採用が認められたのです。それまでは、性的犯罪による特に重大な被害を被った被害者や性的虐待を受けた未成年者でさえも、証人は常に法廷の場で尋問されていました。

改正部分を引用します。

－新規制の導入以降、すべての証人の尋問は録画・録音に代えることができる。16歳未満の少年には録画・録音による尋問をすべきである（刑事訴訟法58条a）。これは警察の事情聴取にも、捜査手続きにおける捜査判事による事前審問にも該当します。

次の引用です。

－捜査手続きにおいて16歳未満の証人の審問が判事によって行われる場合、その録画・録音記録は公判に用いることができる。これは未成年者への尋問に代わるものである（刑事訴訟法255条a）。

この条件として、録画・録音の場に弁護人と被疑者が同席する機会を与えることが定められました。同席と言っても同じ部屋である必要はなく、捜査判事は両者に別室へ行くよう指示することができます。審問の様子は実況中継され、両者は電話で捜査判事を通じて証人に質問をすることができます。

このように、ドイツの刑事訴訟法はこの規制をもって、証人と被告が顔を合わせないよう配慮しています。

次の引用です。

－特に保護の必要性が高い証人を公判の場で尋問せざるを得ない場合には、証人は出廷せず、音声・映像で中継するという手段を取ることができる。

これは例えば、捜査手続きの段階で判事による審問が録音・録画された後になって新たな状況が発覚し、公判で被害者の証言が必要になることもあるからです。

この新規制が採用されるにはそれなりの理由がありました。ビデオの投入を通じて尋問のあり方が見直されたのは、1990年代に衆目を集めた未成年者の性的虐待をめぐる刑事訴訟が失敗に終わったことへの反省からでした。

時間的制約から残念ながらここで詳しく触れることはできませんが、この訴訟では未成年者たちへの事情聴取が不十分だったため、訴訟が長引き、最終的に無罪判決が下さ

れました。捜査手続き段階で未成年者への審問が規則どおりに行われず、しっかりとした記録も取られなかったのです。

公判中の未成年者たちへの尋問と、その証言の信憑性鑑定の結果、被疑者に不当な嫌疑がかけられていたことが判明しました。しかも容疑者の多くは1年以上未決拘留までされていました。

度重なる尋問の負担に加え、嫌疑をかけられた両親を子供たちから引き離したことも、被害者とされた子供たちに精神的圧力を加える結果となりました。真実究明を改善するための解決策として、捜査判事による審問の録画と、それを証拠物件として公判に導入する案が採用されたのです。

2004年には「被害者権利改正法」、2009年には「第2次被害者権利改正法」と、「被害者」という語を冠した法律がすでにこの時点で立て続けに成立したのは画期的なことでした。こうした新たな規制により、一部詳細が改善されました。

ここにそれを引用します。

- 加害者に対し、例えば接触禁止など特別な被害者保護措置が課された場合、被害者にはこれを知る権利がある。

- 加害者が勾留された場合、もしくは勾留を解除された場合、被害者にはこれを知る権利がある。

刑事訴訟の中で被害者の利益になる法改正がさらに行われたのは2013年です。「性的虐待の被害者の権利強化に向けた法律」は、寄宿舎の子供たちが性的虐待を受けるという重大なケースが頻発したことを受けて成立したものでした。これらのケースはキリスト教会系の学校や教育思想系の学校などで発生しました。

虐待は何十年も前に起こったので、加害者である牧師や校長、教師が既に他界していたり、犯罪が時効になっていたりと、訴追は不可能でした。しかしあまりに多くの人が被害者として名乗りをあげたため、性的虐待はドイツのすべての寄宿舎で例外というよりはむしろ常態化しているのではないかとの印象が急速に世間に広まる事態となりました。

2013年9月に施行された新しい法律により、刑事訴訟法に再び修正が加わりました。

18歳未満で保護を必要とするすべての証人に対する尋問については、これまでは捜査判事の審問とその録音・録画が「可能」とされていましたが、「すべき」に置き換えられました。その記録は証拠物件として公判に持ち込むことができ、大勢の訴訟参加者の面前で証人を新たに尋問する必要がなくなりました。証人が成人に達していても、犯行時に18歳未満であったなら、やはり同様の扱いです。

しかし、検察当局や刑事裁判所が録画記録を審問に置き換えられるこの制度を実際に十分に利用しているかとなると、これは別問題となってきます。とりわけ審問を行うべき捜査判事の人材不足が懸念されます。未成年者の審問について十分な教育を受け、長期にわたってこの専門分野に携わりたいと望むスペシャリストが不足しているのです。

捜査判事というポストには職業的な新米者が就く傾向がままあります。これを変えるのは各州の役目ですが、現状を検証する有効な調査は残念ながらこれまで行われていません。

話がそれましたが、2013年の法律の話に戻りましょう。これ以降、被害者には刑事施設外の就労や外出、または外泊など加害者に関わるすべての措置について通知されるようになりました。これまでは初回の措置についてのみ通知されていたのです。

また、性的暴力の被害者や性的虐待を受けた未成年者には、尋問される間、裁判を非公開とする要求が可能となりました。ただし、被害者が求める場合には非公開とするには及びません。つまり公衆の目から自らを守るか、あるいは公衆の面前で証言することにより被告を不利な立場に追いやりたいかの選択は、証人としての被害者の意向次第ということです（裁判所構成法 171 条 b）。

最後に、未成年者に対する性的暴力などの訴追の時効期限が延長されました。時効は被害者が 21 歳になった時点で開始し、重大な性的虐待の場合にはそこから 20 年後まで有効となりました。

長年問題となっているのは、被告に対する損害賠償請求を既に刑事訴訟の時点で主張するケースです。ドイツ刑事手続法は、被害者の申請があれば、刑事裁判所が損害賠償請求を言い渡すことを認めています（付随手続き、刑事訴訟法 403 条以下）。これは新たに別の訴訟を起こし直す必要がないため、有利な制度と言えます。

しかしその実際の適用状況については、被害者の利益を代弁する我々は満足していません。というのも、我々の意見ではこの制度が滅多に利用されないからです。

従来は、刑事裁判官が訴訟の長期化につながると判断すれば、決定回避が可能でした。しかし、2004 年の改正以降は裁判官が被害者による慰謝料請求を不合法もしくは根拠なしと判断しない限りにおいて、必ず決定を下さなければなりません。

ただ、刑事裁判官の多くは民事請求権については経験が浅く、簡単なケースでも損害賠償に関する決定を避ける傾向にあります。

最近になって重要な改正事項が発行されました。既に触れた 2015 年末の第 3 次犯罪被害者権利改正法の中で定められた「心理社会的な訴訟同伴」という事項をもって、ドイツ連邦法の立法機関は 2012 年の被害者保護に関する欧州連合の指令内容よりさらに先に進みました。

すなわち EU 各国は準備期間を考慮して 2017 年から、性的虐待を受けた未成年者など特定の被害者に訴訟参加の際に法的代理人として弁護士を当てがうことを義務付けられましたが、ドイツはさらに、心理面での支援として国の費用でソーシャルワーカーを被害者に随行させることを定めたのです。これは捜査手続きと公判において適用されます。随行者はそのための専門教育を受けなければなりません。

プロとして犯罪被害者支援を行う我々は、この新規制を歓迎します。ドイツ南部の州ではこれまで独自の被害者支援組織を確立せず、ヴァイサー・リングのボランティアの力に頼ってきましたが、今後はプロの専門職員を配置した支援組織を構築する必要があります。

このようについ最近法律が改善されたとはいえ、なおまだ課題があります。犯罪被害者保護をめぐる EU 指令は、裁判官の独立性を損なわない限りにおいて、司法行政の側からも被害者との適切な接し方を習得するよう裁判官に働きかけることを要請しています。しかし、実際は法律家の養成の場や大学の教育、司法修習の現場においてはコミュニケーション能力が二の次になっており、裁判官の多くがトラウマを負った人々との接触にあまり経験がないという現実を認めざるを得ません。

最後に、犯罪被害者に関する EU 指令の重要な利点は、加盟国の管理という一定の効果です。EU は被害者に提供したサービスを統計にまとめ、3 年毎にブリュッセルに報告を提出するよう加盟国に求めています。私自身は楽観していますが、これで本当に目に見える改善が生じるのか、期待しながら見守っている次第です。